

～フィットネスジムご利用の際の注意点～

1. トレーニングウェア、シューズの貸し出しは行っておりません。素足・サンダル、不適切な服装でのご利用は大変危険ですので、トレーニングに適切なウェア、室内用シューズをあらかじめホテルにご持参ください。
2. ジムをご利用の際には、フロントへ必ずお声がけ頂き、利用前に必ず**利用規約**をお読みください。
3. 利用人数を10名までとさせていただきます。各お客さま1回のご利用につき、合計60分とさせていただきます。
4. 混雑状況により、本ジムの入場を制限させていただく場合があります。
5. ジム内に更衣室はございません。客室でトレーニングに適切なウェア、室内用シューズにお着替えいただきご利用ください。
6. ジム内でのタオルの貸し出しは行っておりません。客室のタオルをお持ちいただくか、フロントにて有料（フェイスタオル50円、バスタオル100円）でタオルの貸し出しを行っております。
7. マシンやトレーニング備品は、目的に合った利用方法を守って正しくご使用ください。
8. 安全に設備をご利用いただくため、スタッフからお声掛けさせていただく場合があります。
9. マシン・マット・ダンベル等のご使用後は、備え付けのウェットティッシュで汗などを拭き、ウェイト(負荷)は一番軽いウェイトにピンをお戻しく下さい。その他ご使用いただいた器具（マット、ダンベル等）も元の位置にお戻しく下さい。
10. 私物のトレーニング備品のお持ち込みはお断りしております。
11. トレッドミル（ランニングマシン）を使用する際は、安全停止クリップを必ず衣服に固定してからエクササイズを始めてください。
12. ご利用は18歳以上の方に限らせていただきます。

東横 INN フィットネスジム利用規約

東横インフィットネスジムは、当ホテルが、当ホテルにご宿泊中のお客様に、ご自身の責任において無料でご利用いただくための、当ホテルの付帯施設です。東横インフィットネスジム利用規約（以下「本規約」という。）には、利用方法や利用者の義務等が定められています。東横インフィットネスジムご利用に際しては、ご利用いただくすべての方が本規約の定めに従うものとします。

第 1 条（適用範囲）

本規約は当ホテルに設置されたフィットネスジム（以下「本施設」という）及びそれに関連する運営業務に適用されるものとします。

第 2 条（利用資格）

本施設は、満 18 歳以上の当ホテルにご宿泊中のお客様（以下、「宿泊者」という。）のみご利用いただけます。

第 3 条（本施設の営業日及び営業時間）

1. 本施設の営業時間は、午前 5:00 から午前 10:00、午後 3:00～午後 11:00 といたします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、当ホテルは営業時間の変更をする場合がございます。
2. 本施設の営業日は当ホテルの営業日に準ずるものとします。ただし、当ホテルおよび本施設内の設備の点検等、やむを得ない事情がある場合、当ホテルは本施設の休業日を設定する場合がございます。

第 4 条（利用時間の制限、入場の制限）

1. 本施設のご利用時間は、1 日 1 回、60 分を目安とさせていただきます。
2. 当ホテルは、本施設の混雑状況の緩和等、当ホテルが必要と認める場合には、宿泊者に対しご利用時間の短縮又は、本施設への入場の制限を行う場合がございます。

第 5 条（遵守事項、禁止事項）

1. 宿泊者は、本施設の利用にあたり、本規則及び当ホテルの定める宿泊約款、その他の規約（以下、「規約等」という。）をすべて遵守し、当ホテルの従業員（以下、「ホテルスタッフ」という。）の指示に従うものとします。
2. 本施設内の設備または機器の使用にあたっては、当該設備の利用規約または当該機器の定められた使用方法、及びホテルスタッフの指示に従ってご使用ください。
3. 本施設を利用する場合は、必ず当ホテルのフロントにてご利用のお手続きをしてください。必要に応じて、当ホテルにご宿泊中であることを判断できる領収書、ルームキー等をご提示いただきます。
4. 宿泊者であっても、本施設を第三者に利用させることはできません。
5. 本施設への入場はルームカードキーで行います。本施設内ではご自身のルームカードキーを自己の責任を持って管理し、他人に貸与したり、使用させたりしないようにしてください。

6. 刺青（タトゥー）をしている方及び刺青との判別が困難なペインティング等の擬似刺青を施している方は、ラッシュガード、スパッツ、アンダーウェアなどで隠し、他のお客様から見えないようにご配慮ください。
7. 宿泊者は、本施設の利用時、当ホテルの定めるアピアランス（みだしなみ）を遵守するものとし、一般的に運動に適さない服装（ジーンズ、スーツ等）、裸足やクロックス、ゴム草履等での本施設利用は禁止します。
8. 着替えはご宿泊中のお部屋をご利用ください。
9. 宿泊者は本施設を利用するに際し、本施設内で大声・奇声を発したり、当ホテルや他の宿泊者を誹謗中傷したり、あるいは他の宿泊者、ホテルスタッフに対しての暴力、嫌がらせ等の迷惑行為を行わないこととします。
10. 本施設内の設備または機器の使用は譲り合ってご利用ください。
11. 本施設内における宗教活動または営業活動、その他当ホテルの秩序を乱し、又は当ホテルの名誉、品位を著しく傷つける行為は禁止いたします。
12. 本施設内でのお食事はご遠慮ください。飲み物のお持ち込みは必ずふたの付いた容器でお願いします。
13. 本施設内に持ち込んだ宿泊者の所持品は、自己の責任をもって管理するものとします。
14. 本施設への私物のトレーニング備品、テニスラケット、ゴルフクラブその他これらに類似する器具のお持ち込みはできません。
15. 危険物等の持ち込みは禁止します。
16. 前各項に定める他、当ホテルが、本施設の利用にあたりふさわしくないと認める行為はその場で禁止いたします。

第 6 条（利用の制限、停止及び禁止）

宿泊者が次の各号のいずれかに該当する場合、当ホテルはその宿泊者に対して本施設の利用を制限、停止又は禁止することができます。

- (1) 第 2 条に定める利用資格を有しない場合
- (2) 当ホテルの定める宿泊約款に基づき、宿泊契約を解除された場合
- (3) 本規約を含む、当ホテルの定める規約等を遵守していただけない場合、またはそれらに違反した場合
- (4) ホテルスタッフの指示に従っていただけない場合
- (5) チェックイン時に確認させていただきましたご本人様と同一人物であることが確認できない場合
- (6) 当該宿泊者が医師等により運動を禁止され、または制限されている場合
- (7) 37.5 度以上の体温のある場合、咳の症状がある場合等、本施設の利用に支障のある健康状態であると当ホテルが判断した場合
- (8) 伝染病その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する場合
- (9) 妊娠中である場合
- (10) 酒気を帯びている場合
- (11) 宿泊料金など当ホテルに関して支払うべき費用の滞納をされている場合
- (12) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 4 年 3 月 1 日施行）による暴力団及びその構成員ならびにその関係者、その他の反社会的勢力であると認められる場合

- (13) 刃物など危険物を所持している場合
- (14) 本施設内の設備及び什器等を故意又は過失により破損させた場合
- (15) その他当ホテルが本施設の利用にふさわしくないと判断した場合

第 7 条（休業・閉鎖）

当ホテルは次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本施設の全部または一部を臨時休業または閉鎖することができます。

- (1) 災害等により本施設または本施設内の設備または機器の全部または一部が滅失、毀損し、使用できない場合
- (2) 地震、気象災害、未知のウィルスの感染症、パンデミック等の発生またはその恐れがある場合
- (3) 本施設及び設備または機器の点検、修補または改修をする場合
- (4) 当ホテルまたは本施設の改造、増改築等をする場合
- (5) 判決の言渡し、法令の制定・改廃、行政庁の処分、行政指導等があった場合
- (6) 本施設内の設備または機器に関して、当ホテルが宿泊客に利用させるべきでないとして判断した場合
- (7) その他当ホテルが休業・閉鎖を必要と認めるとき

第 8 条（所持品または携帯品等及びロッカーの利用）

- 1. 宿泊者は本施設の利用に際して、本施設内に持ち込んだ所持品及び携帯品等（以下「所持品等」という。）を自己の責任をもって管理するものとします。
- 2. 宿泊者は本施設の利用に際して、所持品等を本施設内にあるダイヤル式ロッカー（以下「ロッカー」という。）に保管することができます。ロッカーは本施設を利用する宿泊者の所持品等をご自身で一時的に保管するために、当ホテルが当該宿泊者に限り無償でお貸しする施錠可能な収納設備です。これは、当ホテルが宿泊者の所持品等をお預りするものではありません。
- 3. 宿泊者のルームカードキーを、本施設内のロッカーに保管することはお勧めしません。本施設利用中は必ず、ご自身で所持していただくようお願いいたします。ロッカー保管中のルームカードキーが盗難等にあい、その結果お客様に損害が生じたとしても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。
- 4. 以下の①②に定めるものは、ロッカーへの保管も含め、本施設内に持ち込むことをお勧めしません。本施設のご利用は宿泊者をご自身のリスクと責任で行うものであり、本施設内への所持品等の持ち込みは、当ホテルが当該所持品等をお預かりするものではありません。よって、本施設ご利用中に①②の所持品等が毀損・破損し又は盗難等にあっても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。また、以下の③～⑨に定めるものは、ロッカーへの保管も含め、本施設内に持ち込むことはできません。
 - ①現金及び有価証券
 - ②貴重品（クレジットカード及びキャッシュカード等の現金に相当するもの、パスポートなどご本人の ID となり得るもの、パソコン等を含む高価品及び個人情報を多く含むもの、その他、当該宿泊者が主観的に貴重だと考えているものを含む）
 - ③動・植物等の生物
 - ④冷蔵・冷凍を要する物
 - ⑤揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物

⑥銃砲刀剣類等、麻薬・覚醒剤等、又はその他の犯罪に関連するおそれのあるもの又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの

⑦盗品その他犯罪によって得られたもの

⑧異臭・悪臭を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすいもの又はロッカーを汚損、毀損もしくは衛生上の理由から使用不能とするおそれのあるもの

⑨その他本施設に適さないと当ホテルが判断するもの

4. 第3条に定める営業日または営業時間外に、ロッカーに保管してある所持品等は、ホテルスタッフが、ロッカーを開錠し、ロッカーに収納ないし保管されている所持品等（以下、「保管物」という。）をロッカーから引き上げ、チェックアウト後のお客様が当ホテル内に置き忘れた手荷物等と同様に保管します。当ホテルがロッカーから引き上げました保管物（以下、「収容品」という。）の取扱いは、当ホテルの宿泊約款第16条第2項に準じるものとします。すなわち、その所有者が判明したときは、当ホテルは、必要に応じて当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとし、所有者の指示がない場合、所有者が判明しない場合又は所有者によるお引き取りがない場合は、収容品を引き上げた日を含め7日間保管した後に最寄りの警察署に届けるか、3ヶ月経過後に処分させていただきます。また、飲食物・雑誌又はその他の廃棄物に類するものについては、当ホテルが適当と考える時期に任意に処分させていただきます。なお、当ホテルが収容品の引き取りを希望する宿泊者に収容品を引き渡す場合には、当該宿泊者の本人確認のため所定の書類の提出及び身分証明書等をご提示いただき、連絡先等をご記入いただきます。その際に、身分証明書等の写しを取らせて頂く場合がございます。これらの手続きにより、収容品が当該宿泊者のお手荷物等であると当ホテルにおいて判断できた場合に限り、当該宿泊者は収容品をお引き取りいただけます。またこれらの措置に際し、当ホテルに費用が発生した場合には、当ホテルは当該宿泊者に対し実費を請求することができるものとします。
5. 保管物が第3項に定める本施設内に持ち込むことができないもの（③～⑨）に該当する場合又はその疑いがあると当ホテルが合理的に判断した場合は、ご利用可能時間内であっても当ホテルにおいてロッカーを開錠し、保管物を収容して別途保管したり、廃棄その他適当な措置を取るなどすることがあります。ロッカーを使用する宿泊者はこれを予め承諾し、異議を述べないものとします。また、廃棄等の措置により当ホテルに費用が発生した場合は、当ホテルは当該宿泊者に対し実費を請求することができるものとします。
6. 宿泊者は、ロッカーを施錠する際の暗証番号を第三者に知られぬよう取扱いに注意するものとし、ご自身の責任で暗証番号を記載したメモ等を保管するものとします。当ホテルは当該メモ等を一切お預かりしません。当該メモ等の紛失等により第三者による不正開錠や盗難等があった場合、当ホテルはその責任を負わないものとします。
7. 宿泊者がロッカーを施錠した際の暗証番号を失念してしまったとお申し出の場合や、誤入力等により宿泊者がロッカーを開錠できない場合は、そのお申し出のあった宿泊者が当該ロッカーの使用者であると当ホテルが合理的に判断できた場合には、ホテルスタッフが当該ロッカーを開錠することがあります。その場合に、保管物又は収容品をそのお申し出のあった宿泊者に引き渡す際には、第4項に準じて、当該宿泊者の本人確認のため所定の書類の提出及び身分証明書等をご提示いただき、連絡先等をご記入いただきます。その際に、身分証明書等の写しを取らせて頂く場合がございます。これらの手続きにより、保管物又は収容品が当該宿泊者のお手荷物等であると当ホテルにおいて合理的に判断できた

場合に限り、当該宿泊者は収容品をお引き取りいただけるものとします。

8. ロッカーの利用は宿泊者がご自身のリスクと責任で行う一時的な自己保管であり、当ホテルはロッカー内の保管物をお預かりするものではありません。よって、ロッカーご利用中に宿泊者の過失なしに保管物が滅失、毀損・破損等、又は変質等（以下これらを総称して「滅失等」という。）しても、当ホテルはその賠償責任を負いません。但し、保管物の滅失等につき当ホテルに故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
9. 次の各号に該当する場合には、保管物の滅失等があっても、当ホテルは一切その賠償責任を負いません。
 - ①保管物が第3項③～⑨に定める収容できないものであった場合
 - ②宿泊者の誤施錠、施錠忘れ、暗証番号の設定し忘れや誤設定等、宿泊者によるロッカーのご使用が本規約の使用方法によらなかった場合
 - ③暗証番号を記載したメモを紛失するなどした結果、宿泊者の所持品等またはお手荷物等が盗難等された場合
 - ④天災地変その他不可抗力による場合
 - ⑤関係官公署等により保管物又は収容品が調査・検査を受け、押収され、または提出を求められた場合
 - ⑥第三者によるロッカーの破壊行為等があった場合
 - ⑦その他、本規約に反する用法で使用された場合
10. 宿泊者は、ロッカーの使用に際し又は使用に関連して当ホテル又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

第9条（賠償責任）

1. 本規則に別段の定めがない限り、損害賠償に関しては、本条を適用するものとする。
2. 宿泊者は、本施設内の活動に際しては、本規約を含む本施設の諸規定及びホテルスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違反して所持品等の紛失、盗難、滅失・毀損、または宿泊者の身体に傷害等の事故が起こっても、当ホテルは一切の責任を負いかねます。
3. 前項の場合を除き、宿泊者が本施設の利用中、宿泊客自身が受けた損害に対して、当ホテルに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負いません。
4. 宿泊者同士の間で生じた係争やトラブルについては、当ホテルに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。
5. 宿泊者は本施設の利用に際し、自己の責に帰すべき事由により、当ホテルまたは第三者に損害を与えた場合は、速やかにその損害を賠償するものとします。